

ショートステイしあわせの家寒川 利用料金早見表(R4年10月1日より適用)1割負担

保険料段階	要介護	居室の種類	利用者負担合計	介護費用	居住費	食費	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算
第1段階	要支援1	個室	1,665	523	820	300		22					
第2段階		個室	1,965	523	820	600		22					
第3段階①		個室	2,855	523	1,310	1,000		22					
第3段階②		個室	3,155	523	1,310	1,300		22					
第4段階		個室	4,145	523	2,100	1,500		22					
第1段階	要支援2	個室	1,791	649	820	300		22					
第2段階		個室	2,091	649	820	600		22					
第3段階①		個室	2,981	649	1,310	1,000		22					
第3段階②		個室	3,281	649	1,310	1,300		22					
第4段階		個室	4,271	649	2,100	1,500		22					
第1段階	1	個室	1,868	696	820	300	18	22	4	8			
第2段階		個室	2,168	696	820	600	18	22	4	8			
第3段階①		個室	3,058	696	1,310	1,000	18	22	4	8			
第3段階②		個室	3,358	696	1,310	1,300	18	22	4	8			
第4段階		個室	4,348	696	2,100	1,500	18	22	4	8			
第1段階	2	個室	1,936	764	820	300	18	22	4	8			
第2段階		個室	2,236	764	820	600	18	22	4	8			
第3段階①		個室	3,126	764	1,310	1,000	18	22	4	8			
第3段階②		個室	3,426	764	1,310	1,300	18	22	4	8			
第4段階		個室	4,416	764	2,100	1,500	18	22	4	8			
第1段階	3	個室	2,010	838	820	300	18	22	4	8			
第2段階		個室	2,310	838	820	600	18	22	4	8			
第3段階①		個室	3,200	838	1,310	1,000	18	22	4	8			
第3段階②		個室	3,500	838	1,310	1,300	18	22	4	8			
第4段階		個室	4,490	838	2,100	1,500	18	22	4	8			
第1段階	4	個室	2,080	908	820	300	18	22	4	8			
第2段階		個室	2,380	908	820	600	18	22	4	8			
第3段階①		個室	3,270	908	1,310	1,000	18	22	4	8			
第3段階②		個室	3,570	908	1,310	1,300	18	22	4	8			
第4段階		個室	4,560	908	2,100	1,500	18	22	4	8			
第1段階	5	個室	2,148	976	820	300	18	22	4	8			
第2段階		個室	2,448	976	820	600	18	22	4	8			
第3段階①		個室	3,338	976	1,310	1,000	18	22	4	8			
第3段階②		個室	3,638	976	1,310	1,300	18	22	4	8			
第4段階		個室	4,628	976	2,100	1,500	18	22	4	8			

※該当者のみ必要となる加算については表記していませんので問い合わせください。

※介護職員処遇改善加算については、総報酬(一カ月)に対して定められた掛け率(8.3%)によって算定された額となります。

※介護職員等特定処遇改善加算については、総報酬(一カ月)に対して定められた掛け率(2.7%)によって算定された額となります。

※ベースアップ等支援加算については、総報酬(一カ月)に対して定められた掛け率(1.6%)によって算定された額となります。

※利用者負担段階について

- 第1段階 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者
- 第2段階 本人及び世帯全員が市民税非課税で、『合計所得金額』+『課税年金収入額』+『非課税年金収入額』の合計が80万円以下
- 第3段階① 本人及び世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び、第2段階以外(年金収入等80万円超120万円以下)
- 第3段階② 本人及び世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び、第2段階以外(年金収入等120万円超)
- 第4段階 上記以外(標準的な額)